

Grow up

平成29年度
インフルエンザ号
あかね台中 保健室

インフルエンザ～今年もこの季節がやってきました～

出席停止の期間は自宅でしっかり休養してください。治癒届の提出をお願いします。



インフルエンザによる出席停止期間の基準

熱が下がった後2日が経過するまで + 発症後5日が経過していること

* 例えば

①発症後2日目に解熱した場合

1/1 (0日目)	1/2 (1日目)	1/3 (2日目)	1/4 (3日目)	1/5 (4日目)	1/6 (5日目)	1/7 (6日目)
発症	発熱	解熱	解熱後①	解熱後②	解熱後③	登校可能

解熱後2日経過した次の日(1/6)が、発症してから5日目にあたるため、5日目以内の場合は登校できません。



②発症後3日目に解熱した場合

1/1 (0日目)	1/2 (1日目)	1/3 (2日目)	1/4 (3日目)	1/5 (4日目)	1/6 (5日目)	1/7 (6日目)
発症	発熱	発熱	解熱	解熱後①	解熱後②	登校可能

解熱後2日を経過した次の日(1/7)が、発症してから6日目にあたるため、登校することができます。

** あかね台中 出席停止の流れ **

- ①病院でインフルエンザまたはインフルエンザの疑いの診断を受ける。
- ②学校へ「診断名」「出席停止期間」を伝える。
- ③医師が指示した出席停止期間は自宅療養をする。
- ④登校許可が出た日の朝に保護者が治癒届を記入し、登校したら担任へ提出する。



※治癒届はHPからもダウンロードできます。

治癒届 <医師からの許可を得て、保護者が記入し、登校時に提出してください>

年 組 氏名

保護者氏名

印

病名: インフルエンザ ・ その他 ()

期間: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受診した病院名: _____